（その１）

収支報告書

平成30年分
（　　開催分）

（ふりがな）　あすのながさきけんをつくるかい

1 政治団体の名称　明日の長崎県を創る会

2 主たる事務所の所在地　長崎市桶屋町37-201

3 代表者の氏名　金子　原二郎

4 会計責任者の氏名　池田　介一

事務担当者の氏名　荒木　雅子

（電話）　095-825-2338

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
資金管理団体の届出をした者の氏名	金子　原二郎

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	金子　原二郎
公職の種類（現職・候補者の別）	参議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

受付 第　号 -1.5.31 長崎県選挙管理委員会

受付 1.6.13 収支公開室 第　号

1785

100150

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	18,390,066
（前年からの繰越額）	12,230,312
（本年の収入額）	6,159,754
支　出　総　額	8,940,026
翌年への繰越額	9,450,040

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	3,940,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,200,000	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	6,140,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	6,140,000	

（その６）

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	１件10万円未満のもの	19,754	
	合　　計	19,754	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	安達　一藏	120,000	H30/12/28	長崎市田上3丁目19-4	会社役員	
2	金﨑　洋	120,000	H30/5/1	佐世保市竹辺町352-3	会社役員	
3	神谷　治雄	120,000	H30/12/10	佐世保市皆瀬町272-1	医師	
4	川口　睦郎	120,000	H30/12/20	佐世保市折橋町24-29	会社役員	
5	川島　マス子	10,000	H30/1/26	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
6	川島　マス子	10,000	H30/2/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
7	川島　マス子	10,000	H30/3/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
8	川島　マス子	10,000	H30/4/27	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
9	川島　マス子	10,000	H30/5/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
10	川島　マス子	10,000	H30/6/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
11	川島　マス子	10,000	H30/7/27	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
12	川島　マス子	10,000	H30/8/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
13	川島　マス子	10,000	H30/9/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
14	川島　マス子	10,000	H30/10/26	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
15	川島　マス子	10,000	H30/11/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
	この頁の小計	590,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
16	川島　マス子	10,000	H30/12/28	佐世保市黒髪町26-9	会社役員	
17	(小計)	120,000				
18	坂井　秀之	10,000	H30/1/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
19	坂井　秀之	10,000	H30/2/13	長崎市本原町38-19	会社役員	
20	坂井　秀之	10,000	H30/3/12	長崎市本原町38-19	会社役員	
21	坂井　秀之	10,000	H30/4/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
22	坂井　秀之	10,000	H30/5/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
23	坂井　秀之	10,000	H30/6/11	長崎市本原町38-19	会社役員	
24	坂井　秀之	10,000	H30/7/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
25	坂井　秀之	10,000	H30/8/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
26	坂井　秀之	10,000	H30/9/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
27	坂井　秀之	10,000	H30/10/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
28	坂井　秀之	10,000	H30/11/12	長崎市本原町38-19	会社役員	
29	坂井　秀之	10,000	H30/12/10	長崎市本原町38-19	会社役員	
30	(小計)	120,000				
	この頁の小計	130,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
31	佐々木　秀也	120,000	H30/4/9	佐世保市東大久保町1-8	会社役員	
32	新谷　美紀	20,000	H30/1/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
33	新谷　美紀	20,000	H30/2/26	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
34	新谷　美紀	20,000	H30/3/26	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
35	新谷　美紀	20,000	H30/4/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
36	新谷　美紀	20,000	H30/5/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
37	新谷　美紀	20,000	H30/6/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
38	新谷　美紀	20,000	H30/7/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
39	新谷　美紀	20,000	H30/8/27	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
40	新谷　美紀	20,000	H30/9/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
41	新谷　美紀	20,000	H30/10/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
42	新谷　美紀	20,000	H30/11/26	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
43	新谷　美紀	20,000	H30/12/25	佐世保市江迎町田ノ元免1006-31	会社役員	
44	(小計)	240,000				
45	寺澤　律子	20,000	H30/1/4	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
	この頁の小計	380,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
46	寺澤　律子	20,000	H30/1/31	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
47	寺澤　律子	20,000	H30/2/28	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
48	寺澤　律子	20,000	H30/4/2	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
49	寺澤　律子	20,000	H30/5/1	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
50	寺澤　律子	20,000	H30/5/31	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
51	寺澤　律子	20,000	H30/7/2	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
52	寺澤　律子	20,000	H30/7/31	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
53	寺澤　律子	20,000	H30/8/31	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
54	寺澤　律子	20,000	H30/10/1	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
55	寺澤　律子	20,000	H30/10/31	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
56	寺澤　律子	20,000	H30/11/30	長崎市西山1丁目14-15	会社役員	
57	(小計)	240,000				
58	豊島　揆一	240,000	H30/12/26	佐世保市干尽町5-3ユタカマンション2階	会社役員	
59	中村　文昭	10,000	H30/1/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
60	中村　文昭	10,000	H30/2/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
	この頁の小計	480,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
61	中村　文昭	10,000	H30/3/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
62	中村　文昭	10,000	H30/4/16	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
63	中村　文昭	10,000	H30/5/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
64	中村　文昭	10,000	H30/6/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
65	中村　文昭	10,000	H30/7/17	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
66	中村　文昭	10,000	H30/8/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
67	中村　文昭	10,000	H30/9/18	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
68	中村　文昭	10,000	H30/10/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
69	中村　文昭	10,000	H30/11/15	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
70	中村　文昭	10,000	H30/12/17	佐世保市金比良町5-14	会社役員	
71	(小計)	120,000				
72	久田　一	120,000	H30/11/15	平戸市下中津良町399	会社役員	
73	松下　和徳	10,000	H30/1/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
74	松下　和徳	10,000	H30/2/13	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
75	松下　和徳	10,000	H30/3/12	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
	この頁の小計	250,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
76	松下　和徳	10,000	H30/4/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
77	松下　和徳	10,000	H30/5/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
78	松下　和徳	10,000	H30/6/11	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
79	松下　和徳	10,000	H30/7/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
80	松下　和徳	10,000	H30/8/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
81	松下　和徳	10,000	H30/9/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
82	松下　和徳	10,000	H30/10/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
83	松下　和徳	10,000	H30/11/12	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
84	松下　和徳	10,000	H30/12/10	東彼杵郡波佐見町長野郷615	会社役員	
85	(小計)	120,000				
86	村上　寅雄	10,000	H30/1/29	佐世保市城山町3-21	医師	
87	村上　寅雄	10,000	H30/2/28	佐世保市城山町3-21	医師	
88	村上　寅雄	10,000	H30/3/28	佐世保市城山町3-21	医師	
89	村上　寅雄	10,000	H30/5/1	佐世保市城山町3-21	医師	
90	村上　寅雄	10,000	H30/5/28	佐世保市城山町3-21	医師	
	この頁の小計	140,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1.個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
91	村上　寅雄	10,000	H30/6/28	佐世保市城山町3-21	医師	
92	村上　寅雄	10,000	H30/7/30	佐世保市城山町3-21	医師	
93	村上　寅雄	10,000	H30/8/28	佐世保市城山町3-21	医師	
94	村上　寅雄	10,000	H30/9/28	佐世保市城山町3-21	医師	
95	村上　寅雄	10,000	H30/10/29	佐世保市城山町3-21	医師	
96	村上　寅雄	10,000	H30/11/28	佐世保市城山町3-21	医師	
97	村上　寅雄	10,000	H30/12/28	佐世保市城山町3-21	医師	
98	(小計)	120,000				
99	森　強	60,000	H30/7/9	諫早市多良見町中里129-12	会社役員	
100	山縣　義道	60,000	H30/1/22	佐世保市白南風町16-43	会社役員	
101	山縣　義道	60,000	H30/4/20	佐世保市白南風町16-43	会社役員	
102	山縣　義道	60,000	H30/7/20	佐世保市白南風町16-43	会社役員	
103	山縣　義道	60,000	H30/10/22	佐世保市白南風町16-43	会社役員	
104	(小計)	240,000				
105	山口　博昭	60,000	H30/3/2	東彼杵郡川棚町栄町8-2	会社役員	
	この頁の小計	430,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
106	山口　博昭	60,000	H30/3/2	東彼杵郡川棚町栄町8-2	会社役員	
107	山口　博昭	60,000	H30/8/31	東彼杵郡川棚町栄町8-2	会社役員	
108	山口　博昭	60,000	H30/8/31	東彼杵郡川棚町栄町8-2	会社役員	
109	(小計)	240,000				
110	山下　新太郎	20,000	H30/1/22	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
111	山下　新太郎	20,000	H30/2/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
112	山下　新太郎	20,000	H30/3/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
113	山下　新太郎	20,000	H30/4/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
114	山下　新太郎	20,000	H30/5/21	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
115	山下　新太郎	20,000	H30/6/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
116	山下　新太郎	20,000	H30/7/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
117	山下　新太郎	20,000	H30/8/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
118	山下　新太郎	20,000	H30/9/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
119	山下　新太郎	20,000	H30/10/22	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
120	山下　新太郎	20,000	H30/11/21	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
	この頁の小計	400,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
121	山下　新太郎	20,000	H30/12/20	長崎市上町6-13アクシス21ビル801号	会社役員	
122	(小計)	240,000				
123	山田　浩一朗	120,000	H30/4/5	長崎市桜町8-10	会社役員	
124	金子　原二郎	1,000,000	H30/12/1	佐世保市稲荷町24-3	参議院議員	
	この頁の小計	1,140,000				
	その他の寄附	0				
	合　　計	3,940,000				

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3.政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	宏池政策研究会	1,000,000	H30/7/9	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	佐々木　和男	
2	長崎県看護連盟	200,000	H30/11/14	諫早市永昌町23-6	久米　春代	
3	宏池政策研究会	1,000,000	H30/12/18	東京都千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	佐々木　和男	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	その他の寄附	0				
	合　　計	2,200,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	3,342,603		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	356,618		
(4) 事務所費	1,188,426		
小計	4,887,647	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	1,452,379		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	600,000		
(6) その他の経費	2,000,000		
小計	4,052,379	0	
合計	8,940,026		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	フレーム代	10,260	H30/2/1	株式会社サイトウ写真	千代田区永田町1-7-1	
2	書籍代	20,300	H30/8/28	株式会社成文堂	千代田区永田町1-7-1	
3	年間購読料	12,000	H30/9/3	選択出版株式会社	港区西新橋3-3-1西新橋ＴＳビル	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	42,560				
	その他の支出	314,058				
	合計	356,618				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	ＥＴＣ通行料	12,250	H30/2/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
2	ＥＴＣ通行料	12,440	H30/4/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
3	ＥＴＣ通行料	12,100	H30/6/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
4	監査報酬	324,000	H30/6/29	公認会計士手塚堅太郎事務所	長崎市麹屋町1-6手塚ビル2階	
5	レタックス代	14,800	H30/7/26	日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関1-3-2	
6	ＥＴＣ通行料	12,160	H30/8/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
7	ＥＴＣ通行料	14,430	H30/9/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
8	ＥＴＣ通行料	10,440	H30/10/9	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
9	携帯電話代	10,035	H30/10/31	ＮＴＴファイナンス株式会社	東京都港区港南1-2-70	
10	ＥＴＣ通行料	16,000	H30/11/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
11	政策提言掲載料	21,600	H30/11/19	株式会社水産経済新聞社	東京都港区六本木6-8-19	
12	ＥＴＣ通行料	10,370	H30/12/7	出光クレジット株式会社	東京都墨田区両国2-10-14	
13						
14						
15						
	この頁の小計	470,625				
	その他の支出	717,801				
	合計	1,188,426				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	会費	12,000	H30/1/25	長崎県人クラブ	東京都新宿区四谷1-10-2-412	
2	菓子代	12,960	H30/3/14	小川食品株式会社	東京都渋谷区代官山町10-13	
3	飲食代	13,400	H30/3/19	長崎まるごと屋	東京都中央区銀座6-7-7第三岩月ビル2階	
4	菓子代	37,908	H30/4/4	株式会社福砂屋	東京都目黒区青葉台1-26-7	
5	食事代	94,667	H30/4/4	長崎まるごと屋	東京都中央区銀座6-7-7第三岩月ビル2階	
6	食事代	42,120	H30/4/12	鮨處司	東京都中央区八丁堀1-8-1	
7	食事代	34,020	H30/5/31	鮨處司	東京都中央区八丁堀1-8-1	
8	菓子代	17,496	H30/6/6	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座4-6-16	
9	年会費	16,000	H30/6/28	長崎県人クラブ	東京都新宿区四谷1-10-2-412	
10	飲食代	31,330	H30/7/3	長崎まるごと屋	東京都中央区銀座6-7-7第三岩月ビル2階	
11	飲食代	46,280	H30/7/13	株式会社菊の井	東京都港区赤坂6-13-8	
12	菓子代	11,664	H30/7/25	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座4-6-16	
13	食事代	62,640	H30/8/6	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
14	菓子代	11,934	H30/8/9	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座4-6-16	
15	食事代	82,530	H30/8/22	株式会社菊の井	東京都港区赤坂6-13-8	
	この頁の小計	526,949				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	食事代	95,439	H30/8/23	人形町今半	東京都千代田区紀尾井町1-3	
17	食事代	63,910	H30/8/23	津やま	東京都港区赤坂2丁目14-7	
18	賛助会費及び入会金	25,000	H30/9/3	公益社団法人日本中国友好協会	東京都千代田区神田錦町1-4	
19	菓子代	11,664	H30/9/13	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座4-6-16	
20	食事代	141,830	H30/9/25	株式会社菊の井	東京都港区赤坂6-13-8	
21	食事代	23,203	H30/10/2	長崎まるごと屋	東京都中央区銀座6-7-7第三岩月ビル2階	
22	食事代	115,750	H30/10/12	株式会社菊の井	東京都港区赤坂6-13-8	
23	食事代	101,210	H30/11/15	株式会社菊の井	東京都港区赤坂6-13-8	
24	菓子代	15,444	H30/11/29	株式会社髙島屋	東京都中央区日本橋2-4-1	
25	菓子代	11,340	H30/12/6	株式会社髙島屋	東京都中央区日本橋2-4-1	
26	菓子代	11,664	H30/12/18	株式会社三越伊勢丹	東京都中央区銀座4-6-16	
27	食事代	73,890	H30/12/21	津やま	東京都港区赤坂2-14-7	
28						
	この頁の小計	690,344				
	その他の支出	235,086				
	合計	1,452,379				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附金	600,000	H30/12/12	宏池政策研究会	千代田区永田町1-11-32全国町村会館西館6階	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	600,000				
	その他の支出	0				
	合計	600,000				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		９．その他の経費	
					借入金返済	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	借入金返済	1,000,000	H30/8/20	金子原二郎	佐世保市稲荷町24-3	
2	借入金返済	1,000,000	H30/12/1	金子原二郎	佐世保市稲荷町24-3	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,000,000				
	その他の支出	0				
	合計	2,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☑	□	

(その18)

2　資産等の項目別内訳

	資産等の内訳		項目別区分	シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金
行番号	摘　　要	金　　額	年月日	備　　考
1	金子　原二郎	6,800,000		借入金
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和1年　5月　28日

政治団体の名称　明日の長崎県を創る会

会計責任者の氏名　池田　　介一　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

明日の長崎県を創る会

平成30年度

自平成30年１月１日
至平成30年12月31日

政治資金監査人　　手　塚　堅 太 郎

政治資金監査報告書

令和元年5月24日

明日の長崎県を創る会
代表　金子　原二郎　殿

登録政治資金監査人　手塚　堅太郎

登　録　番　号　第　１３７４　号
研修終了年月日　平成21年7月10日

1．監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、明日の長崎県を創る会の平成30年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することである。

(4) この政治資金監査は、明日の長崎県を創る会の主たる事務所において行った。

2．監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

3．業務制限

明日の長崎県を創る会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、明日の長崎県を創る会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上